

福井県報

第 272 号
令和 5 年
11月 7 日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

○土地改良区の定款変更の認可(四三一・嶺南振興局)……………一

公告

○令和五年度狩猟免許試験の実施(自然環境課)……………一

○所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知(森づくり課)……………三

○土地改良区の役員の退任(三件・福井農林総合事務所)……………三

○土地改良区の役員の就任(三件・同)……………四

○土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………五

○土地改良区の役員の就任(同)……………五

○公共測量の実施(二件・土木管理課)……………五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(鯖江高等学校)……………六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・武生商工高等学校)……………六

教育委員会規則

※福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(九・高校教育課)……………一一

教育委員会告示

○令和六年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項(全日制の課程および定時制の課程)、令和六年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和六年度連携型中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和六年度福井県立高等学校入学者選抜のための学力検査等実施要項(全日制の課程および定時制の課程)ならびに令和六年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項(一〇・高校教育課)……………一三

告示

福井県告示第431号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
高浜土地改良区	令和5年10月24日

公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定による狩猟免許試験(以下「狩猟免許試験」という。)を実施するので、法施行規則(平成14年環境省令第28号)第51条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

1 狩猟免許試験の期日、時間、場所および申請期間
試験は、下記の会場で開催する。

	試験日	時間	場所	申請期間
第3回	令和6年2月18日(日)	9時30分から 16時30分まで	福井県立大学永平寺キャンパス 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	令和5年11月20日(月)から 令和6年1月19日(金)まで

2 狩猟免許試験の内容

- (1) 適性試験（視力、聴力および運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識および鳥獣の保護管理に関する知識）
- (3) 技能試験（猟具の取扱い、鳥獣の判別および距離の目測（第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。））

3 狩猟免許試験の受験資格

試験を受けることができる者は福井県内に住所を有する者で、法第40条第2号から第6号までのいずれにも該当しない者。ただし、網猟免許およびわな猟免許については18歳以上（試験日現在）の者、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については20歳以上（試験日現在）の者に限る。

4 受験等の手続

試験を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許申請書（以下「申請書」という。）にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所地を管轄する各農林総合事務所・林業・木材活用課、嶺南振興局・林業・木材活用課または嶺南振興局・二州農林部・林業・水産課（以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。）に提出すること。

(1) 写真 1枚

（無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。）

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。）

(3) 医師の診断書 1通

（申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した場合、医師の診断書を提出する必要はない。）

(4) 返信用封筒 1通

（84円分の郵便切手を貼り、宛先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。）

5 狩猟免許試験の手数料の納入

免許1種類につき5,200円

(現に有効な狩猟免許を受けている者が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、免許1種類につき3,900円)に相当する福井県収入証紙を申請書の所定欄に貼り付けること、またはコンビニ支払い・クレジットカード払いにより申込番号を申請書の所定欄に記入すること。

6 合格者の発表

試験の結果については、試験終了後受験者に郵送で可否を通知し、合格者には3月下旬に鳥獣関係行政機関を通じて狩猟免許を交付する。

7 その他

試験の結果については、合格発表の日から1か月間、福井県エネルギー環境部自然環境課内において口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の可否とする。

受験等の手続その他試験に関する問合せは、福井県エネルギー環境部自然環境課(電話0776-20-0306)または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関宛てに行うこと。

名称	住所	郵便番号	連絡先
福井農林総合事務所	福井市松本3丁目16-10	910-8555	0776(21)8213
林業・木材活用課	福井合同庁舎		
坂井農林総合事務所	坂井市三国町水居17-45	913-8511	0776(81)3223
林業・木材活用課	坂井合同庁舎		
奥越農林総合事務所	大野市友江11-10	912-0016	0779(65)1492
林業・木材活用課	奥越合同庁舎		
丹南農林総合事務所	越前市上太田町41-5	915-0882	0778(23)4961
林業・木材活用課	南越合同庁舎		
嶺北振興局林業水産部	小浜市速敷1丁目101	917-0297	0770(56)2218
林業・木材活用課	若狭合同庁舎		
嶺南振興局二州農林部	敦賀市中央町1丁目7-42	914-0811	0770(22)0291
林業水産課	敦賀合同庁舎		

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

春日神社、山下勉

2 通知の要旨

- (1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年4月26日農林水産省告示第573号による。

3 掲示場所

福井県庁および福井市役所

足羽三ヶ土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月2日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理 事	川江 豊	福井市脇三ヶ町45-1
〃	山田 英一	福井市脇三ヶ町25-17
〃	山口 康士	福井市小路町16-17
〃	中谷 英修	福井市栃泉町1-10
〃	池田 正幸	福井市南山町13-41
〃	室谷 賢治	福井市脇三ヶ町25-4
〃	安達 節男	福井市脇三ヶ町3-56
〃	山本 嘉治	福井市南山町11-3
〃	今村 保英	福井市小路町3-13-1
〃	後藤 光宙	福井市上毘沙門町2-272
監 事	山口 吉晴	福井市南山町8-8
〃	青木 邦夫	福井市脇三ヶ町25-19
〃	野坂 定志	福井市小路町11-155

酒生用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月4日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理 事	梯 左武良	福井市和田中2丁目2811
〃	高波 捨治	福井市荒木新保町20-32
〃	林 世治	福井市殿下町33-5

〃 前川 孝 福井市和田東2丁目812
 〃 勝山 義一 福井市稲津町23-10
 〃 山崎 重浩 福井市河水町14-17
 監事 梅田 精一 福井市曾万布町9-51
 〃 中村 健次 福井市和田中2丁目1006
 〃 野田守之丞 福井市篠尾町61-11

福井足羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月8日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏名住所
 理事 三竹 孝一 福井市下六条町29-36
 〃 前田 晃良 福井市和田中2丁目2014
 〃 佐々木 明 福井市和田中2丁目1427
 〃 橋本 裕文 福井市和田中町神明宅地17
 〃 村上 千直 福井市和田中町上村宅地57
 〃 岩佐 正弘 福井市小稲津町30-27
 〃 大谷 元晃 福井市上六条町18-39
 〃 島崎 雅行 福井市天王町26-27
 〃 田中 外信 福井市上筋生田町5-94
 〃 北川 博美 福井市下筋生田町13-8
 〃 中出 寛 福井市別所町10-46
 〃 吉村 義雄 福井市大町19-25
 〃 稲澤 正一 福井市稲津町24-14
 〃 萩原 一男 福井市下馬1丁目1901
 〃 川端 裕之 福井市東郷中島町10-1
 〃 大畑 喜秋 福井市下荒井町2-108
 監事 畑中 教男 福井市下六条町25-26
 〃 佐々木一美 福井市和田中2丁目2611
 〃 齊藤 正成 福井市上筋生田町2-53

足羽三ヶ土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月3日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏名住所
 理事 川江 豊 福井市脇三ヶ町45-1
 〃 安達 節男 福井市脇三ヶ町3-56
 〃 藤田 佳光 福井市南山町8-10-1
 〃 中谷 英修 福井市栃泉町1-10
 〃 山田 英一 福井市脇三ヶ町25-17
 〃 室谷 賢治 福井市脇三ヶ町25-4
 〃 柴田 泰 福井市南山町8-32
 〃 山口 武登志 福井市小路町11-108
 〃 山岸 郭良 福井市小路町11-139
 〃 後藤 光宙 福井市上毘沙門町2-272
 監事 青木 邦夫 福井市脇三ヶ町25-19
 〃 藤田 延長 福井市南山町8-16
 〃 樽元 真弓 福井市安原町8-27

酒生用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月5日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏名住所
 理事 野田守之丞 福井市篠尾町61-11
 〃 前田 光博 福井市和田中2丁目1412
 〃 林 世治 福井市殿下町33-5
 〃 荒川 幸洋 福井市荒木新保町70-48
 〃 前川 孝 福井市和田東2丁目812
 〃 山崎 重浩 福井市河水町14-17
 監事 河合 良伯 福井市曾万布町9-44
 〃 前田 康夫 福井市和田中2丁目2201
 〃 高村 盛雄 福井市稲津町33-19

福井足羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月9日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	名	住	所
理 事	和田 健一	福井市和田中2丁目2311	
〃	佐々木 明	福井市和田中2丁目1427	
〃	橋本 裕文	福井市和田中町神明宅地17	
〃	小宮山 澄	福井市和田中町上村宅地80	
〃	岩佐 正弘	福井市小稲津町30-27	
〃	前田 寛治	福井市上六条町18-38	
〃	鳥崎 雅行	福井市天王町26-27	
〃	三竹 孝一	福井市下六条町29-36	
〃	田中 外信	福井市上筋生田町5-94	
〃	長塚 茂	福井市下筋生田町18-5	
〃	増田 栄治	福井市別所町11-11	
〃	吉村 幸高	福井市大町20-13	
〃	澤崎 三男	福井市稲津町72-48	
〃	竹内 幸男	福井市下馬1丁目1205-2	
〃	川端 裕之	福井市東郷中島町10-1	
〃	大畑 喜秋	福井市下荒井町2-108	
監 事	川端 義彦	福井市東郷中島町10-11	
〃	川口 幸徳	福井市下荒井町7-101	
〃	小縁 俊郎	福井市下六条町29-9	

高浜土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年9月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	名	住	所
理 事	藤本 誠	高浜町蘭部51-16	
〃	永登 三夫	高浜町和田119-11	
〃	萩野 静男	高浜町蘭部61-7	
〃	今田 利正	高浜町東三松15-28	
〃	丸田 優	高浜町子生16-2	
〃	大西 英夫	高浜町和田120-14	
〃	田中 肇一	高浜町西三松2-1	

〃	河島 信義	高浜町蘭部51-19-2	
〃	大塚 弥寿男	高浜町和田119-24	
〃	勝本 繁昭	高浜町和田125-12-13	
〃	川合 正之	高浜町日置45-12-2	
監 事	一瀬 一憲	高浜町東三松18-8	
〃	寺上 郁夫	高浜町蘭部52-19	
〃	濱本 真和	高浜町和田110-17	
〃	熊谷 元記	高浜町蘭部48-2	
〃	荒木 保博	高浜町若宮4-24	

高浜土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏	名	住	所
理 事	藤本 誠	高浜町蘭部51-16	
〃	永登 三夫	高浜町和田119-11	
〃	今田 利正	高浜町東三松15-28	
〃	丸田 優	高浜町子生16-2	
〃	河島 信義	高浜町蘭部51-19-2	
〃	大塚 弥寿男	高浜町和田119-24	
〃	田中 肇一	高浜町西三松2-1	
〃	川合 正之	高浜町日置45-12-2	
〃	大西 英夫	高浜町和田120-14	
〃	堀口 克博	高浜町蘭部46-10	
〃	大塚 義文	高浜町和田118-12	
監 事	富田 博司	高浜町和田111-33	
〃	高田 照樹	高浜町東三松30-6-2	
〃	山崎 満	高浜町蘭部51-1	
〃	杉本 睦弘	高浜町蘭部53-25-1	
〃	荒木 保博	高浜町若宮4-24	

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年10月19日に敦賀市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示

する。

- 令和5年11月7日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
敦賀市
 - 2 作業の種類
公共測量（道路台帳図更新）
 - 3 作業の期間
令和5年10月19日から令和6年3月31日まで
 - 4 作業の地域
敦賀市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年10月18日に福井県より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年11月7日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
福井県
 - 2 作業の種類
公共測量（航空レーザー測量）
 - 3 作業の期間
令和5年10月19日から令和6年2月29日まで
 - 4 作業の地域
福井県 大野市、敦賀市、三方上中郡若狭町

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年11月7日
福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る物品の名称および数量
福井県立鯖江高等学校丹南キャンパス情報第2実習室機器等購入および保守委託業務一式（長期継続契約）
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立鯖江高等学校

福井県鯖江市舟津町2丁目5番42号

- 3 落札者を決定した日
令和5年10月25日
- 4 落札者の氏名および住所
三谷商事株式会社
福井県福井市豊島1丁目3番1号
- 5 落札金額
27,905,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年9月12日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

- 令和5年11月7日
福井県知事 杉本 達治
- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
福井県立武生商工高等学校（商業キャンパス）産業教育実習用コンピュータ機器等購入および保守委託業務一式（長期継続契約）
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 契約期間
契約締結日から令和13年2月28日
 - この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約を解除する。
 - (4) 機器納入期限
令和6年2月29日 17時
 - (5) 保守委託期間
令和6年3月1日から令和13年2月28日まで
（ただし、ハードウェア保守については業務開始から1年間無償とする。）
 - (6) 納入場所
福井県越前市家久町24

福井県立武生商工高等学校（商業キャンパス）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札の調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営的に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

(7) この入札業務と同種同等のサービス提供を行った実績を有する者であること。

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請

または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒915-0841
 福井県越前市文京1丁目14-16
 福井県立武生商工高等学校 事務室
 電話 0778-22-2730

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札」という。）にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年11月7日(火) 9時から
 令和5年11月27日(月) 17時まで

(2) 申請書の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

ただし、紙入札者は、下記(3)に定めるとおりとする。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

4(1)に同じ。

イ 提出方法

提出期間内に提出先へ直接持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留

郵便とする。)

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

- (1) 入札書の提出方法
5(2)および(3)に同じ。
- (2) 入札書の提出期間
令和5年12月20日(水) 8時30分から17時まで
令和5年12月21日(木) 8時30分から16時まで
- (3) 開札日時
令和5年12月22日(金) 10時
- (4) 開札場所
福井県越前市文京1丁目14-16
福井県立武生商工高等学校

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがありますので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

- ① 申請者の受付時期
福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
- ② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ
電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

10 Summary

- (1) The specifications of the product to purchase and quantity
Hardware and the others for industrial education of the Takefu commercial and Technical High School (including the maintenance)
- (2) Date, time, of Bidding
8:30 am, 20st December 2023 - 4:00 pm 21st December 2023
- (3) Deadline for delivery
5:00 pm, 29 st February 2024
- (4) The place for delivery and contract for notice
Takefu commercial and Technical High School, 24, Tehisacho, Echizen City, Fukui Prefecture, 915-0801 Japan
TEL 0778-22-2630

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月7日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量
福井県立武生商工高等学校CAD室機器等購入および保守業務委託 一式(長期継続契約)
- (2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年2月28日まで
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

(4) 機器納入期限

令和6年2月29日17時

(5) 保守委託期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日まで

(6) 納入場所

福井県越前市文京1丁目14-16

福井県立武生商工高等学校 工業キャンパス CAD室

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日まで）に資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札の調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) この入札業務と同種同等のサービス提供を行った実績を有する者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒915-0841

福井県越前市文京1丁目14-16

福井県立武生商工高等学校 工業キャンパス事務室

電話 0778-22-2730

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年11月7日（火）9時から

令和5年11月27日（月）16時まで

(2) 申請書の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計

算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

4(1)に同じ。

イ 提出方法

提出期間内に提出先へ直接持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)および(3)に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和5年12月20日（水） 8時30分から17時まで

(3) 開札日時

令和5年12月22日（金） 11時

(4) 開札場所

福井県越前市文京1丁目14-16

福井県立武生商工高等学校 工業キャンパス

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県財務規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付期間

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

Purchase and initial set up and long-term maintenance for Fukui Prefectural

Takefu Commercial and Technical High School

(2) Date, time of Bidding

8:30a.m. 20th December 2023 - 4:00p.m. 21st December 2023

(3) Deadline for delivery

5:00p.m. 29th February 2024

(4) Period of contract

28th February 2031

(5) The place for delivery and contact for notice

Takefu Commercial and Technical High School, 1-14-16, Bunkyo, Echizen city,

Fukui prefecture, 915-0841 Japan.

TEL 0778-22-2730

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月七日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第九号

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第十六条関係)

別表第一(第十六条関係)

一 (略)

一 (略)

二 特別支援学校

二 特別支援学校

名称	部	科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)	(略)
福井県立清水特別支援学校	(略)	(略)	(略)
福井県立嶺北特別支援学校	高等部		普通科
(略)	中学部		
(略)	(略)		

名称	部	科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)	(略)
福井県立清水特別支援学校	中学部		
福井県立嶺北特別支援学校	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)

三 (略)

三 (略)

(福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第七条関係)

別表第一(第七条関係)

一 (略)

一 (略)

二 特別支援学校

二 特別支援学校

名称	対象障害種別	部	科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)	(略)	(略)

名称	対象障害種別	部	科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)	(略)	(略)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附則

(略)	福井県立清水特別支援学校	知的障害	高等部	中学部	(略)
			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	普通科			

(略)	福井県立清水特別支援学校	知的障害	中学部	(略)
			(略)	(略)
(略)	(略)			

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第10号

令和6年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）
、令和6年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和6年度連携型
中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和6年度福井県立高等学校入学者選抜のための学
力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）ならびに令和6年度福井県立特別
支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項を別冊のとおり定める。

令和5年11月7日

福井県教育委員会

令和五年十一月七日発

行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県